CORPORATE GOVERNANCE

NIFCO INC.

## 最終更新日:2019年7月9日 株式会社ニフコ

代表取締役社長 山本 利行 問合せ先:03-5476-4851 証券コード:7988

https://www.nifco.com/

### 当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1.基本的な考え方

当社は、株主や投資家の皆様、ユーザー、協力会社、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーにとって有益な存在でありたいと考えております。そのためには、企業として、コンプライアンスを徹底するとともに適切なリスクマネジメントを実践することによって、激変する社会経済環境に柔軟かつ適正に対応していくことが必要であり、こうした考え方を徹底し実践していくことがまさにコーポレート・ガバナンスであると考えます

当社は、上記の基本的な考え方に基づいてコーポレート・ガバナンスの充実を経営の優先課題と位置付け、グループ経営の強化を図っております。

# 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2019年7月9日時点において、当社はコーポレート・ガバナンスコードの各原則を全て実施しております。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

### 【原則1-4】

1. 上場株式の政策保有に関する方針

当社は、原則として保有目的が純投資目的である投資株式を保有いたしましせん。

純投資目的以外の目的である投資株式の区分については、取引関係の維持・強化や新規分野開発及び企業提携を深めるなど当社の企業価値向上につながると判断される場合のみ保有します。

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に基づき、取締役会において保有するリターンとリスクを勘案し、保有の適否を検証し保有に合理性のない株式について売却を進めております。2015年3月末時点で22銘柄61億円を保有しておりましたが、2019年3月末時点で14銘柄21億円まで縮減を進めました。

2018年度につきましては、個別の政策保有株式について保有に伴う便益・リスクが資本コストに見合っているか等の適否を具体的に検証した結果、得意先株式13銘柄、その他1銘柄の保有を継続します。ただし、一部の銘柄につき、保有株式数の縮減など見直しを検討していくことも確認されました。

### 2. 政策保有株式に係る議決権行使基準

当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、1)取引関係を毀損するような議案、2)当社又は相手先企業の企業価値向上につながらない議案については、反対又は議決権行使を控えることがあります。

## 【原則1-7】

当社は、役員や主要株主等との以下の取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、会社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会で承認を行い、実施結果については取締役会に報告を行うこととしております。

- 1.取締役と会社間の利益相反取引
- 2. 取締役の競業取引
- 3. 関連当事者と会社間の通例的でない取引

### 【原則2-6】

当社は、規約型確定給付企業年金の積立金の運用を行っております。企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加え、当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金の資産運用にあたり適切な資質を持った人材を配置しております。また、必要に応じて年金資産運用業務に関する専門的知識及び経験を有する者の意見も取り入れながら、健全な年金制度運営を維持し、運用目標を達成するための資産構成割合を策定しております。スチュワードシップ活動への取り組みについては、四半期毎の運用状況等の報告を通じて、各運用機関に対するモニタリングを実施しております。

### 【原則3-1】

(i)当社の経営理念等、経営戦略、経営計画は、当社ホームページに掲載の「第67期有価証券報告書」p13をご参照ください。 https://pdf.irpocket.com/C7988/eHSm/rG4Y/GHI1.pdf

(ii)コーポレート·ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社ホームページに掲載の「第67期有価証券報告書」p43をご参照ください。コーポレート·ガバナンスに関する各基本方針は、コードに沿って策定いたします。

https://pdf.irpocket.com/C7988/eHSm/rG4Y/GHI1.pdf

(iii)当社の取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、当社ホームページに掲載の「第67期有価証券報告書」p52をご参照ください。

https://pdf.irpocket.com/C7988/eHSm/rG4Y/GHI1.pdf

(iv) 当社の取締役会は、経営戦略等の妥当性、実現に当たってのリスク等を客観的、多面的に審議し、執行状況を適切に監督又は監査するため

に、より多様な経験、知識、専門性、見識等を有する社内外の者が様々な観点から意見を出し合い精査することが重要であると考えております。 当社は、この実現を図るために、適切な取締役及び監査役を指名いたします。取締役の指名については指名・報酬委員会の助言・提言を踏まえ て行います。

経営陣幹部については、経営戦略等の立案に必要な事業環境や経営状況の理解及び取締役会が定めた経営戦略等を、強いリーダーシップを発揮し迅速かつ適切に執行できる能力と経験(特に、グローバルな業務の経験)を重視して選解任いたします。CEOの選解任は指名・報酬委員会の助言・提言を踏まえて行います。

(v)上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明は、当社ホームページに掲載の「第67回定時株主総会招集ご通知」p48~52をご参照ください。

https://www.nifco.com/news/pdf/2019shoushuu.pdf

### 【補充原則4-1-1】

当社は、法令上取締役会における決議事項とすることが定められている事項に加え、経営戦略や経営計画策定等、その重要性及び性質等に鑑み、取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項について、取締役会において審議・決議しております。

そのうえで、取締役会において決議された経営戦略や経営計画策定等の方向性に基づく個々の具体的業務執行に関する決定については、当社の経営陣に委任しております。

なお、経営陣は、個々の業務執行に専念する担当責任者として執行役員を配置し、取締役から業務執行に関わる権限を委譲することにより、意思決定の迅速化を図り、スピード経営を追求しております。

#### 【補充原則4-1】

当社が目指す持続的成長におけるCEO後継者計画の重要性を踏まえ、CEOを選任するための要件を、指名・報酬委員会での審議を経て、2019年6月に取締役会で審議・決定いたしました。

当社CEOの人材要件は、ニフコの企業理念(ミッション、ビジョン、バリュー)に基づいて、以下のとおりとしております。

企業理念の体現、ニフコの企業理念・風土に対する深い理解をもち、自らの判断・言動をもって体現している。

学習力・好奇心:多様な意見や情報を尊重し聞き入れ、様々な考え方・アイデアを検討する姿勢をもち、新たな見方を創り出している。 情熱・こだわり:現状に満足せず、常に成長と目標達成に対する情熱とこだわりを持ち、様々な打ち手を講じて徹底してやりきっている。

ブレイクスルー:世の中に新しい驚きを提供し続けてきたニフコの歴史に学び、新たな驚きと喜びの創造に向けて既存の常識や枠組みを打ち破ることや、困難を乗り越えることに、粘り強く取り組んでいる。

人間力・人徳:誠実さや高潔さ、及び情理を兼ね備えた度量の深さによって、「この人が言うならやってみよう」と社内外の関係者から深く信頼されている。

上記に加え、CEOの選任にあたっては、経営環境の変化や、将来にわたる戦略の方向性等を踏まえ、重視すべき資質や能力を要件として、指名・報酬委員会で検討を行います。

### 【補充原則4-2 】

役員の報酬等の決定手続の客観性や透明性を高めるために、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を過半数かつ委員長とする指名・報酬委員会を設置しました。役員の報酬額については、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、取締役については指名・委員会の助言・提言を踏まえて取締役会にて、監査役については監査役の協議に基づき決定いたします。

また、社外からの客観的視点及び役員報酬制度に関する専門的知見を導入するため、会社の起用した外部の報酬コンサルタントの支援を受け、外部データ、経済環境、業界動向及び経営状況等を考慮し、報酬水準及び報酬制度等について検討いたします。

### 【補充原則4-3 】

原則3-1()、原則3-1()をご参照ください。

### 【補充原則4-3 】

CEOの解任については、次に定める解任基準に該当する疑いを生じさせる行為があった場合は、速やかに指名・報酬委員会及び取締役会で審 議を行うものとしております。

- (1)不正、不当又は背信を疑われる行為があったとき
- (2)会社法、関係法令に違反するなど、CEOとして不適格と認められたとき
- (3)職務遂行の過程又はその成果が不十分であり、かつ本人を引き続きCEOとしての職務におくことが不適当であると判断したとき

## 【原則4-8】

当社は、当社の基準(当社ホームページに掲載の「第67期有価証券報告書」 $p49 \sim 50$ をご参照〈ださい。)を満たす独立社外取締役2名を選定することとし、実際に選定しております。

https://pdf.irpocket.com/C7988/eHSm/rG4Y/GHI1.pdf

### 【原則4-9

社外取締役の独立性判断基準については、当社ホームページに掲載の「第67期有価証券報告書」p49~50をご参照ください。また、当社の取締役会は、候補者の経歴、人柄等から、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

https://pdf.irpocket.com/C7988/eHSm/rG4Y/GHI1.pdf

### 【補充原則4-11】

当社は、外国人の取締役は選任しておりませんが、取締役会は当社業務に精通した業務執行取締役と、社外における豊富な知見を有する社外 取締役を組み合わせており、当社の事業内容、規模等においては、知識、経験、能力等、全体としては十分バランスがとれていると考えておりま す。また、女性の取締役を1名選任しております。

当社の社外監査役2名は、1名は弁護士、1名は公認会計士の資格を有しており、監査役会として財務·会計·法務に関する十分な知見を有していると考えております。

### 【補充原則 4-11-1】

当社は、社内固有の発想・考え方とは異なる観点・視点も経営に反映・活用させるために、取締役会の構成メンバーのうち少なくとも2名は社外取締役としております。また、当社グループのグローバル化に伴い、社内取締役は、グローバルな業務経験を有することを重視しております。指名・報酬委員会の答申を受けて取締役会にて候補者を推薦し、取締役会が決議のうえ、株主総会の承認を得ることにしております。

### 【補充原則4-11-2】

当社は、当社の取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、当社を含め4社を上限とします。取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況については、当社ホームページに掲載の「第67期有価証券報告書」p47~49をご参照ください。 https://pdf.irpocket.com/C7988/eHSm/rG4Y/GHI1.pdf

#### 【補充原則 4-11-3】

当社は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、2018年4月~2019年3月の当社の取締役会の実効性に関する評価を実施いたしました。以下、その概要となります。

#### (i) 評価のプロセス

当社は、取締役・監査役全員に対して以下の項目を主な内容とする外部機関によるアンケートを実施し、その分析結果を取締役会で報告したうえで、取締役会の実効性に関する評価と今後の対応を検討いたしました。

アンケートの作成、結果の分析にあたっては、外部機関を活用し、透明性及び実効性を確保しております。

### 【アンケート項目】

- ・取締役会の役割・機能
- ・取締役会の構成・規模
- ・取締役会の運営
- ・監査機関との連携
- ・経営陣とのコミュニケーション
- ・株主・投資家との関係

#### (ii) 実効性の分析·評価結果

当社取締役会は適正な規模となっており、適切な議事運営のもと、法令等が定める必要な事項の審議を通じた各取締役の業務執行の監督が行われており、株主を中心としたステークホルダーに対して正確に情報発信が行われていることも確認されたことから、その実効性は概ね確保されていると評価いたしました。

また、社外取締役による監督機能の強化等、昨年改善に取組んだ事項を中心に、当社コーポレートガバナンスが高度化していることも確認いたしました。

一方で、取締役会の討議内容等については、一層の高度化に資する建設的な意見も見受けられました。

#### (iii) 今後の対応

以上の分析・評価を踏まえ、当社の取締役会は、CEOの後継者計画に関するものを含め、取締役会の討議内容の見直しを進めてまいります。

### 【補充原則4-14-2】

当社は、取締役及び監査役に対するトレーニングとして、特に社外役員に対し、当社の工場等主要拠点の視察等を実施し、当社に関する知識の習得を支援する方針であります。また、取締役及び監査役の業務にあたって必要な基本知識を学ぶため、また、当社グループのグローバル経営に必要な知見を得るにあたり、必要に応じて外部教育訓練等の費用を負担することで、取締役及び監査役としての役割及び責務についての理解を深めるための支援を行っております。

### 【原則5-1】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、株主との対話を継続的に実施しております。決算説明会、国内外の機関投資家との面談、個人投資家向け説明会など、株主と接する機会を定期的に設けております。なお、当社は、これらの機会にインサイダー情報の漏洩につながらないよう留意しております。

### 【補充原則5-2】

自社の資本コストを適切に把握し、事業ポートフォリオの見直しや中長期的な設備投資や研究開発を実行しております。また、2015年度より中期 経営計画を実施しております。中期経営計画の詳細は、以下の当社ホームページをご参照ください。

https://www.nifco.com/ir/strategy.html

### 2.資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

## 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
オガサワラ ホールディングス カンパニー リミテッド	11,887,330	11.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,095,800	9.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	8,093,400	7.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,097,400	5.90
公益財団法人小笠原科学技術振興財団	4,400,000	4.25
ビ - ビ - エイチ マシュ - ズ アジア ディビデンド ファンド	2,943,300	2.84
日本生命保険相互会社	2,915,390	2.82
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) リ モンドリアン インターナショナル スモール キャップ エクイティ ファンド, エル. ピー.	2,117,900	2.04
第一生命保険株式会社	2,065,400	1.99
ビ - ビ - エイチ マシュ - ズ ジャパン ファンド	2,051,600	1.98

# 補足説明 <sup>更新</sup>

- 1.上記「大株主の状況」は、2019年3月31日現在の状況を記載しております。なお、当社は2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
- 2.2019年3月31日までを異動日とする大量保有に係る変更報告書等が次のとおり提出されておりますが、当社として2019年3月31日時点における所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

(1)フィデリティ投信株式会社 所有株式数:6,627,200株 株式所有割合:6.16% 異動日:2018年7月31日 提出日:2018年8月7日

(2)マフューズ・インターナショナル・キャピタル・マネージメント・エルエルシー

所有株式数:5,400,600株 株式所有割合:5.02% 異動日:2018年8月22日 提出日:2018年8月28日

(3)モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド

所有株式数:5,445,100株 株式所有割合:5.06% 異動日:2018年9月10日 提出日:2018年9月13日

(4)キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー

所有株式数:5,768,300株 株式所有割合:5.37% 異動日:2018年11月15日 提出日:2018年11月22日

(5)インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

所有株式数:5,435,000株 株式所有割合:5.06% 異動日:2019年2月28日 提出日:2019年3月6日

### 3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 特になり

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1.機関構成・組織運営等に係る事項

## 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

# 会社との関係(1)<sup>更新</sup>

氏名	属性	会社との関係( )										
<b>以</b> 有	門江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
立川 敬二	他の会社の出身者											
野々垣 好子	他の会社の出身者											

### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d.e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

# 会社との関係(2) <sup>更新</sup>

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		同氏は、かつて株式会社NTTドコモ代表	選任理由 同氏には、株式会社NTTドコモにおける企業経営の経験を当社の経営に活かしていただきたいためであります。 独立役員に指定した理由 同氏は、大手企業
立川 敬二		回氏は、かりて株式会社NTTFコモ代表 取締役社長でありました。	のトップを務めた経験に基づいて、当社の経営 判断にその高い見識を示し、当社のコーポレート・ガバナンスの質を向上させてきました。以上 より、当社は一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、立川氏を独立役員に指定しました。

選任理由 同氏には、大手企業における、マーケティング分野で培われた豊富な経験を当社の経営に活かしていただきたいためであります。

野々垣 好子

独立役員に指定した理由 同氏は、大手企業

独立役員に指定した理由 同氏は、大手企業のマーケティング分野で培われた豊富な経験と 見識を活かし、当社のコーポレート・ガバナンス の質を向上させることが期待できます。以上より、当社は一般株主と利益相反の生じるおそれ はないと判断し、野々垣氏を独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	ピタ・地脈木百つ	3	0	1	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	52. \$W 562	3	0	1	2	0	0	社外取 締役

### 補足説明

取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を2018年12月10日に設置し、取締役会の諮問に応じて審議を行うことで、取締役の指名及び経営陣の報酬等に関する決定プロセスの客観性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ってまいります。

指名・報酬委員会は、 取締役の選任・解任に関する方針や株主総会議案の内容、 代表取締役及び役付取締役の選定・解職の原案、 CEOの選任・解任に関する方針、 CEOの後継者計画に関する方針、 取締役及び執行役員の報酬等に関する方針や株主総会議案の内容、 取締役の個別報酬及び執行役員の報酬内容等について審議を行います。また、指名・報酬委員会の委員は、その過半数を独立社外取締役とし、 委員長は独立社外取締役とすることとしております。なお、役員報酬制度に関する社外からの客観的視点及び専門的知見を導入するため、会社 の起用した外部の報酬コンサルタントの支援を受け、外部データ、経済環境、業界動向及び経営状況等を勘案し、報酬水準及び報酬制度等について検討することとしております。

### 【監查役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況



監査役4名は、監査役会において経営環境の変化に対応し毎年監査重点項目の再点検を行なったうえで、監査役監査基準に基づく監査方針及び監査計画を立案し、それら方針・計画を実行するとともに、会計監査人から当事業年度に係る監査計画の概要の説明を受け、監査実施上の基本方針等について情報交換しております。

また、会計監査人から提出された監査講評の中の留意事項については、必要に応じて、より詳しい説明を求め、内部監査部門である監査部に 実態の調査を促す等の活動を行っております。

監査部は、監査部長を含む8名が年間の監査計画に従い、当社の業務全般について適正かつ効率的に遂行されているか否か内部監査するとともに、監査部長が監査役を補助する役割をもって監査役と定期的な意見交換を行ない、会計監査人からの指摘事項についても別途内部監査を実行しております。

そうしたプロセスを経て、内部監査の結果・経緯等を適時報告したうえで、あらためて監査役にも監査部の内部監査方針、計画について意見を 求めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)<sup>更新</sup>

氏名	属性	会社との関係( )												
<b>以</b> 有	周江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	-	m
荒井 俊行	弁護士													
松本 光博	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)<sup>更新</sup>

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒井 俊行			選任理由 同氏は社外監査役として2013年6月27日に就任しましたが、弁護士として内外の法律に精通していることから、特にコンプライアンスに重点を置いた監査を行っております。 独立役員に指定した理由 荒井俊行氏は、弁護士として内外の法律に精通しており、特にコンプライアンスに重点を置いた監査を行い、当社の当社のコーポレート・ガバナンスの質を向上させてきました。以上より、当社は一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、荒井氏を独立役員に指定しました。
松本 光博			選任理由 同氏は公認会計士として企業経営を監査する 豊富な知識と経験を有していることから、当社 の経営について適切な監査をしていただけるも のと判断したためであります。 独立役員に指定した理由 同氏は、特に会計に重点を置いた監査を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの 質を向上させることが期待できます。以上より、 当社は一般株主と利益相反の生じるおそれは ないと判断し、松本氏を独立役員に指定しました。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。 その結果、当社の社外役員は全て独立役員です。

### 【インセンティブ関係】

### 取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

2016年6月24日開催の第64回定時株主総会において、取締役(社外取締役及び海外居住者を除く)に対し、業績連動型株式報酬制度の導入に ついてご承認をいただいております。同制度は2019年6月21日開催の第67回定時株主総会において、一部変更のうえ継続することについてご承 認をいただいております。

### ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書におきまして、全取締役の報酬の総額、及び連結報酬額等の総額が1億円以上である取締役の連結報酬の総額等を開示してお ります。

### 個別の取締役報酬の開示

山本利行 105百万円

(注)

連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。詳細は当社ホームページに掲載の「第67期有価証券報告書」p54をご参 照ください。

https://pdf.irpocket.com/C7988/eHSm/rG4Y/GHI1.pdf

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 1.役員報酬の基本方針

当社の取締役、監査役及び執行役員の報酬(以下、役員報酬という)は、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方をもとに、以下を基本方針と

- (1)「ニフコは、生み出したアイデアと育てる技術で、社会の期待を感動にかえるクリエイティブカンパニーです」という当社のMissionに資するもの であること。
- (2)独立性·客観性·透明性の高い報酬制度とし、従業員、お客様、株主等のステークホルダーに対する説明責任を果たし得る内容であること。
- (3) 当社の従業員が魅力的であると感じるような役員報酬制度であること。

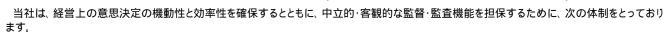
## 2. 報酬水準

役員報酬の水準は、当社の経営環境及び外部のデータベース等による同業他社や同規模の主要企業を、毎年、ピアグループとして水準を調査・ 分析したうえで、上記の役員報酬の基本方針に基づき決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、各本部ならびに監査部から、取締役会はじめ重要な会議の内容に関連する資料を提供するなど、当社 の現状ならびに課題を正確に把握できるよう説明しております。

# 2 . 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)



(1)取締役会の構成と執行役員制度の採用

当社では、社内固有の発想・考え方とは異なる観点・視点も経営に反映・活用させるために、取締役会の構成メンバー6名のうち2名は社外取締 役としております。

さらに、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に意識し実効性のあるものにするために執行役員制度を採用しております。

### (2)各種委員会の設置

当社では、取締役会の下にリスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会を設置し、執行役員による業務執行が適正に執行されているかどうか検証するとともに効率的な業務執行を図っております。

#### (3)監査役監査、内部監査、会計監査の状況

当社は、会社法に基づいて、取締役会による業務執行状況の監督、監査役及び監査役会による監査を中心とする経営監視体制をとっております。

監査役による監査体制を担う監査役4名(社内監査役2名、社外監査役2名)のうち社内監査役の1名は当社韓国子会社の副社長としてグローバルな経験を持ち、併せて当社管理本部長、監査部長として当社のコーポレート・ガバナンスに精通しております。

もう1名の社内監査役は購買部門を中心とした業務経験による当社の業務執行に関する知識や、執行役員としての業務執行に関する経験、さらには監査部門においてグループ会社全体の監査に深く関与するなど、豊富な経験を有しております。

なお、常勤監査役である社内監査役は、取締役会、経営会議に出席するだけでなく、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会にも出席して意見を述べております。

また、社外監査役2名は弁護士と公認会計士であり、それぞれ法務、財務・税務・会計等に関する専門的知見に基づいた監査を行っております。 なお、監査役会は監査役監査基準に基づいて、監査方針及び監査計画を立案・実施しておりますが、経営環境の変化に対応し毎年監査重点項目の再点検を行っております。

内部監査については、内部監査の専担部門として監査部を設置しており、監査部長を含む8名が年間の監査計画に従い、当社の業務全般について適正かつ効率的に遂行されているか否か監査しております。

会計監査人については、当社は有限責任あずさ監査法人と監査契約を結び会計監査を受けております。

2018年度において当社の会計監査業務を行った公認会計士は高﨑博氏、森部裕次氏の2名であり、有限責任あずさ監査法人に所属しております。なお、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他16名であります。

これら監査役、監査部の部員及び会計監査人は、定期的又は必要に応じて情報交換するなど緊密な連携をとりつつ監査を進めております。

### 3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、金融・財政・為替ならびに国際情勢に関する該博な知識・経験を有する社外取締役が取締役会の中にあって独立した公正な立場から経営方針・業務執行を監督するとともに、会計・税務、法務等に関する専門的な知識・経験をもつ社外監査役2名と社内事情に通じた社内監査役である2名の常勤監査役が会計監査人及び監査部と連携して監査を実施しております。

以上、こうした監督・監査によって業務の適正は担保されると考え、現在の体制を選択しております。

# 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年は法定期日(6月6日)より3営業日前(6月3日)に、発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を回避して総会日時を決定しております。 2019年は6月21日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	第64回定時株主総会(2016年)より電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	第64回定時株主総会(2016年)より議決権行使プラットフォーム(株式会社[C])に参加し、その利用を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	第64回定時株主総会(2016年)より招集通知の一部(議案)の英訳版を作成し、東京証券取引所、ICJ、当社ホームページに掲載しております。
その他	株主総会において報告事項のビジュアル化を実施しております。

# 2 . IR に関する活動状況 <sup>更新</sup>

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回開催	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主通信などを掲載し、希望者にはIRニュースのメール配信を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	
その他	利益配分にかかる基本方針 当社は、2008年度より、通年ベースで連結当期純利益の3割程度を目処として配当額を決定しております。当社グループでは、グローバル化の進展により海外子会社の連結純利益における寄与割合が高まっており、当社単体の当期純利益ではなく連結当期純利益に基づいて配当性向を設定した方が株主還元に資するからであります。 当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。 これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。 投資単位の引下げ2004年8月より当社株式の投資単位を1,000株から100株へ引き下げております。 株主優待制度 2013年に株主優待制度を導入し、3月31日現在、1,000株以上所有の皆様に九州地方の産品(2019年は柑橘類のジュースとゼリーのセット)を5月下旬に送付しております。 また、2016年に新たな株主優待制度を追加し、3月31日現在、1,000株以上所有かつ3年以上継続して所有の皆様にクオカード(500円分)を6月下旬に送付しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	「ニフコグループ企業行動憲章」において規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2001年に「ニフコ環境方針」を制定し、2004年より毎年「環境報告書」を発行しておりました。 2018年より「Nifco Sustainability Report」を発行しております。
その他	当社では、「ダイバーシティ推進室」を設置し、ワークライフバランスに配慮しつつ、特に女性 のキャリアアップとキャリアサポートの推進に努めております。なお、ダイバーシティ推進室 設 置前の女性管理職は2名にすぎませんでしたが、現在では23名に増加しております。

### 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決議しております。

(1)取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、ニフコグループ企業行動憲章の下、コンプライアンス規程に基づくコンプライアンス委員会を中心に、法令等の遵守は当然のこととして、取締役と使用人が高い倫理観をもって職務を執行する社内体制を構築する。

なお、反社会的勢力によるアプローチ等がなされた場合には、コンプライアンス委員会の監督の下、不当要求等には断じて応じることなく、反社会的勢力を遮断排除する。

(2)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程をふまえて、取締役の職務執行に係る意思決定過程及び職務執行の具体的状況等をいつでもレビューできるよう当該情報の保存・管理体制を万全にする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント基本規程に基づくリスクマネジメント委員会を中心に、当社グループの主要なリスクを抽出・分析したうえで、各リスクの事前予 防策を検討・実施するとともに、万一リスクが顕在化した場合でも損失を極小化する事後対応体制を構築する。

また、情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ体制については情報セキュリティ委員会を中心に進める。

(4)取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役は、取締役会の他、毎月開催される経営会議において経営上の重要案件を徹底的に協議したうえで効率的に執行する。

また、取締役は、必要に応じ担当執行役員、担当部門長を経営会議に出席させ、懸案事項の執行・管理状況に関する報告を受け適正な指示を 行うことによって、職務執行の効率化を図る。

こうしたコミュニケーションを通じて、取締役による意思決定や方針·指示を組織の隅々まで伝達し、執行役員はじめ幹部社員による職務執行も 一体的·効率的に行われる体制を構築する。

(5)企業集団における業務の適正を確保するための体制

国内外の関連会社権限規程に基づき、企業集団に属する子会社の状況を正確に把握して適正に管理する。

また、毎月、業績に関する計数の報告だけでなく、顧客、製品等に関する定性的な報告を受ける。更に、必要に応じて、当社取締役はじめ幹部 社員が海外を含む子会社に出向き、問題点の把握・解決に努める。

(6)監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役会は、監査役がスタッフを求めた場合、監査役の要請を最大限尊重して、業務執行との調整を行う。スタッフとして指名された使用人の人 事異動及び人事評価については監査役へ報告し、監査役の意見も尊重する。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役会は、取締役及び使用人が重要事項については監査役に報告すべき義務があることを周知徹底する。また、ニフコグループ内部通報規程に基づき、社内外通報窓口を設置しコンプライアンス違反の事例がないか広〈情報収集する。

内部通報窓口は、監査役とする。併せて内部通報者が通報したことを理由に不利益処分又は不当な扱いを受けないことを確約する。

また、監査役は、取締役会だけでなく経営会議等の執行部門の会議にも出席し、取締役及び幹部社員の職務執行状況の報告を受ける。なお、常勤監査役は、決裁前の稟議書を全て閲覧し、当該稟議書の内容に関して担当の取締役又は使用人に対し質問し報告を受ける体制をとる。

(8)監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

社長をはじめとする取締役は監査役と定期的な意見交換を行い、監査役は内部監査部門と定期的な協議を行う。さらに、監査役及び内部監査部門は会計監査人と協議・検討を行い、また必要に応じ国内外の子会社の監査部門と協議・意見交換を行う。

監査役の職務の執行に生ずる費用等は適正且つ速やかに処理されることとする。

## 2.整備状況

上記(1)取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、コンプライアンス委員会を2018年度に計3回開催しております。

上記(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、リスクマネジメント委員会を2018年度に計3回、情報セキュリティ委員会を2018年度に計3回開催しております。

上記(5)企業集団における業務の適正を確保するための体制については、

- (a) 当社の監査役、監査部は、グループ各社も対象に含めて監査を実施しております。
- (b)「子会社・関連会社運営権限規程」を国内・海外に分けて設定し、グループ各社の規模や業務形態に合わせた適切な管理及び権限委譲を行っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」1. (1)なお書きに記載のとおり、反社会的勢力によるアプローチ等がなされた場合には、コンプライアンス委員会の監督の下、不当要求等には断じて応じることなく、反社会的勢力を遮断排除します。また、当社の取引先に対しても反社会的勢力との関係遮断排除を厳守させるため、その旨の覚書を締結しております。

### 1.買収防衛策の導入の有無

### 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

### 1. 適時開示に関する方針

当社は、東京証券取引所制定の「適時開示規則」又は金融商品取引法などの諸法令に基づいて開示を要する情報のみならず、投資家にとって有用であると当社が判断した情報については、適時開示すべき情報として適切に開示いたします。

### 2. 適時開示のための社内体制

当社は、開示の対象となり得る重要情報を次のとおり取り扱っております。

- (1)各部門の長は、企画・起案する事項あるいは発生した事実が重要情報に該当する可能性があると判断したときは、速やかに「情報取扱責任者」(取締役会において任命された者)に当該情報を報告する義務を負っており、その報告義務を遵守・履行しております。 また、各部門の担当者も重要情報を各部門の長に報告する義務があります。
- (2)上記(1)の報告を受けた「情報取扱責任者」は、当該情報の内容・性質に応じて、総務部長ほか関係部門の長と協議のうえ、適時開示すべき情報であると判断したときは下記のとおり対応しております。
  - 1 当該情報が決定事実又は決算情報に属するとき

取締役会における承認決議・報告あるいは緊急を要するときは代表取締役社長の承認等を経て、遅滞なく適時開示する。

2 当該情報が発生事実に属するとき

事実の発生後、代表取締役社長又は緊急対策本部長に報告のうえ、遅滞なく適時開示する。

### 以上

